

船舶事故調査報告書

平成23年4月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年9月16日 04時25分ごろ
発生場所	長崎県長崎市三重式見港 ^{かぐら} 神楽島西海岸 肥前平瀬灯標から真方位023° 680m付近 (概位 北緯32°47.4′ 東経129°45.4′)
事故調査の経過	平成22年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八開成丸 ^{かいせい} 、113トン MZ1-337（漁船登録番号）、黒木水産有限会社 35.70m×5.90m×2.65m、FRP ディーゼル機関、456kW、昭和52年8月31日
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和53年2月24日 免状交付年月日 平成18年1月26日 免状有効期間満了日 平成23年2月20日
死傷者等	なし
損傷	船首下部破口、船底亀裂及び凹損
事故の経過	本船は、船長ほか12人が乗り組み、船長が単独で操船して三重式見港の岸壁を離れ、南防波堤西端を通過して左転し、三重式見港三重中央灯浮標（以下「中央灯浮標」という。）の少し東側を通過する針路として約6.5ノットの対地速力で南進したところ、船首方約300mのところ、2隻の小型漁船の灯火が見えたので、当該小型漁船を避けるために更に少し左転して自動操舵により航行した。 船長は、小型漁船2隻を右舷側に見て通過したのち、船首方を見たところ、肥前平瀬灯標が正船首の少し右に見えたが、これを中央灯浮標と思い、漁場を決めるために漁獲等を記録したノートを見ていたところ、本船は、平成22年9月16日04時25分ごろ神楽島西海岸に乗り揚げた。 本船は、船舶所有者の手配により来援した船舶によって引き降ろされたのち、えい航されて三重式見港中央ふ頭に着岸した。 (付図1 推定航行経路図 参照)
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約1m、視界 良好 海象：平穏、潮汐 下げ潮の中央期

<p>その他の事項</p>	<p>船長は、三重式見港の出入港経験が豊富であった。</p> <p>船長は、本事故当時、レーダーを3マイルレンジで作動させ、GPSプロッターには三重式見港を出港するときのコースラインを入力していたが、目視のみで操船していた。</p> <p>船長は、中央灯浮標と肥前平瀬灯標では灯質が異なっていたが、その違いを把握していなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、三重式見港において、中央灯浮標を船首右舷に見るように予定針路線を定めて航行中、小型漁船を左転して避けて自動操舵としたところ神楽島に向首することとなったものの、船長が、船首右舷に見えた肥前平瀬灯標を中央灯浮標と思い込んだため、予定針路線付近を航行しているものと思った可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、漁獲等を記録したノートを見ていたところ、本船が神楽島西海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、三重式見港において、中央灯浮標を船首右舷に見るように予定針路線を定めて航行中、小型漁船を左転して避けて自動操舵としたところ神楽島に向首することとなったものの、船長が、船首右舷に見えた肥前平瀬灯標を中央灯浮標と思い込んだため、予定針路線付近を航行しているものと思い、漁獲等を記録したノートを見ていたところ、神楽島西海岸に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	

付図1 推定航行経路図

